村山市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、村山市民(以下市民という。)が村山市内(以下市内という。)において居住の用に供する木造住宅について、地震による被害の軽減を図るため、山形県地域住宅計画に基づき耐震改修を行う場合に、村山市補助金等交付規則(昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、社会資本整備総合交付金(地域住宅計画)と山形県住宅耐震改修事業費補助金を充てて予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 平屋及び2階建てのもの。
 - イ 戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が延 ベ床面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)
 - ウ 平成12年5月31日以前に着工されたもの。
 - エ 市内に存在し、現に市民が所有し居住の用に供しているもの。
 - なお、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経 過しない者をいう。以下同じ。)
 - (イ) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をい う。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
 - (ウ)暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の 維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (2)耐震診断 村山市木造住宅耐震診断士派遣事業実施規程(平成17年4月1日施行。 以下「耐震診断事業実施規程」という。)第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (3)総合評点 耐震診断により算定される上部構造評点の最小値をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として 実施する補強工事をいい、耐震改修に要した費用には、設計若しくは工事監理等に要 した費用並びに消費税及び地方消費税を含む。
- (5) 耐震診断士 耐震診断事業実施規程第2条第2号に規定する耐震診断士のうち、村 山市耐震診断事務所協会に所属する者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、耐震改修工事に係る住宅 の所有者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市税及び水道料金等の滞納がないこと。
 - (2) 耐震改修計画の総合評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う場合は、耐震診断の総合評点が1.0未満であること。又は、耐震改修計画の総合評点が0.7以上1.0 未満となる耐震改修工事を行う場合は、耐震診断の総合評点が0.7未満であること。
 - (3) 耐震診断士が耐震改修計画及び設計を作成していること。
 - (4) 耐震改修工事が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の 促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないものであるこ と。
 - (5) 耐震改修工事の施工者がこの市の区域内に事業所、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (補助金の額等)
- 第4条 この要綱による補助金の額は、要綱第2条第1項第4号のうち、耐震改修に要する 費用の額に10分の8を乗じて得た額とし、総合評点の区分に応じ、それぞれ次に定める 額とする。(補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。)
 - (1)総合評点が1.0以上となる住宅 80万円
- (2)総合評点が0.7以上1.0未満となる住宅 40万円
- 2 補助金の交付は、当該年度4月1日以降に着手され、2月20日までに竣工する補助対象の住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、村山市耐震改修補助金交付申請書(別記様式第1号)によるものとする。
- 2 補助金交付申請書は、当該申請に係る耐震改修に着手する前に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 耐震改修工事計画書(別記様式第2号)
 - (2) 耐震改修工事計画平面図
 - (3) 耐震改修工事に係る見積書(耐震補強設計及び耐震補強に係る部分)の写し
 - (4) 同意書(住民票抄本の取得、及び市税、水道料金・下水道使用料の納付状況の確認 をすることについての同意)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(耐震改修工事の内容変更等の承認)

- 第6条 規則第7条第1項第1号の規定により耐震改修工事の内容の変更について承認を受けようとする者は、村山市木造住宅耐震改修工事内容変更承認申請書(別記様式第3号) を市長に提出しなければならない。
- 2 規則第7条第1項第2号の規定により耐震改修の中止について承認を受けようとする者は、村山市木造住宅耐震改修工事中止承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第7条 実績報告書の提出期限は、当該会計年度中、耐震改修工事が完了した日から30日 を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりと する。
 - (1) 耐震改修工事の施工箇所の写真(着工前、工事中及び工事完了後のもの)
 - (2) 耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し
 - (3) 耐震改修工事に要した費用の内訳書(耐震改修に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第13条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、村山市木造住宅耐震改修工事 完了報告書(別記様式第5号)によるものとする。

(帳簿等の保管)

第8条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助金 の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならな い。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。